

令和7年10月22日
自動車交通部

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月22日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、さらに違反が確認された際には、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
新潟	畑 野	1両× 56日 1両× 57日	富山	福 岡	1両× 151日
新潟	相 川	1両× 55日 1両× 56日	富山	大沢野	2両× 38日 1両× 40日
新潟	越後吉田	2両× 36日 1両× 38日	富山	黒 部	4両× 22日 1両× 24日
長野	南小谷	2両× 36日 1両× 38日	石川	富 来	1両× 91日
長野	北 山	2両× 36日 1両× 38日	石川	珠 洲	3両× 30日

3. 処 分 日

令和7年10月22日（水）

【問い合わせ先】

北陸信越運輸局自動車交通部自動車監査官 芦澤

TEL：025-285-9164